

適正化事業の概要

安全・安心なトラック輸送をめざして



全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関

貨物自動車運送事業について

—適正化事業の概要を説明するにあたり—

トラック輸送には、自家の製品や商品（貨物）などを輸送する「自家用トラック（白地のナンバープレート）」と、他者の貨物を有償で委託を受けて輸送する「営業用トラック（緑地のナンバープレート）」の2種類があります。

この「緑ナンバー」と呼ばれる営業用トラックを用いて事業を行うためには、貨物自動車運送事業法により国土交通大臣の事業許可等を受ける必要があります。同事業法では、事業形態が「一般貨物自動車運送事業」と「特定貨物自動車運送事業」に大別され、さらに一般貨物自動車運送事業の中の一形態として「特別積合せ貨物運送」があります。

一般貨物自動車運送事業のなかで、不特定多数の荷主から集荷した貨物を、起点および終点のターミナル等の営業所または荷扱所で必要な仕分けを行い、そのターミナル等の間で幹線輸送などを定期的に行うのが特別積合せ貨物運送事業です。一般消費者に最もなじみが深いトラック輸送サービスである「宅配便」輸送はこの事業に含まれます。

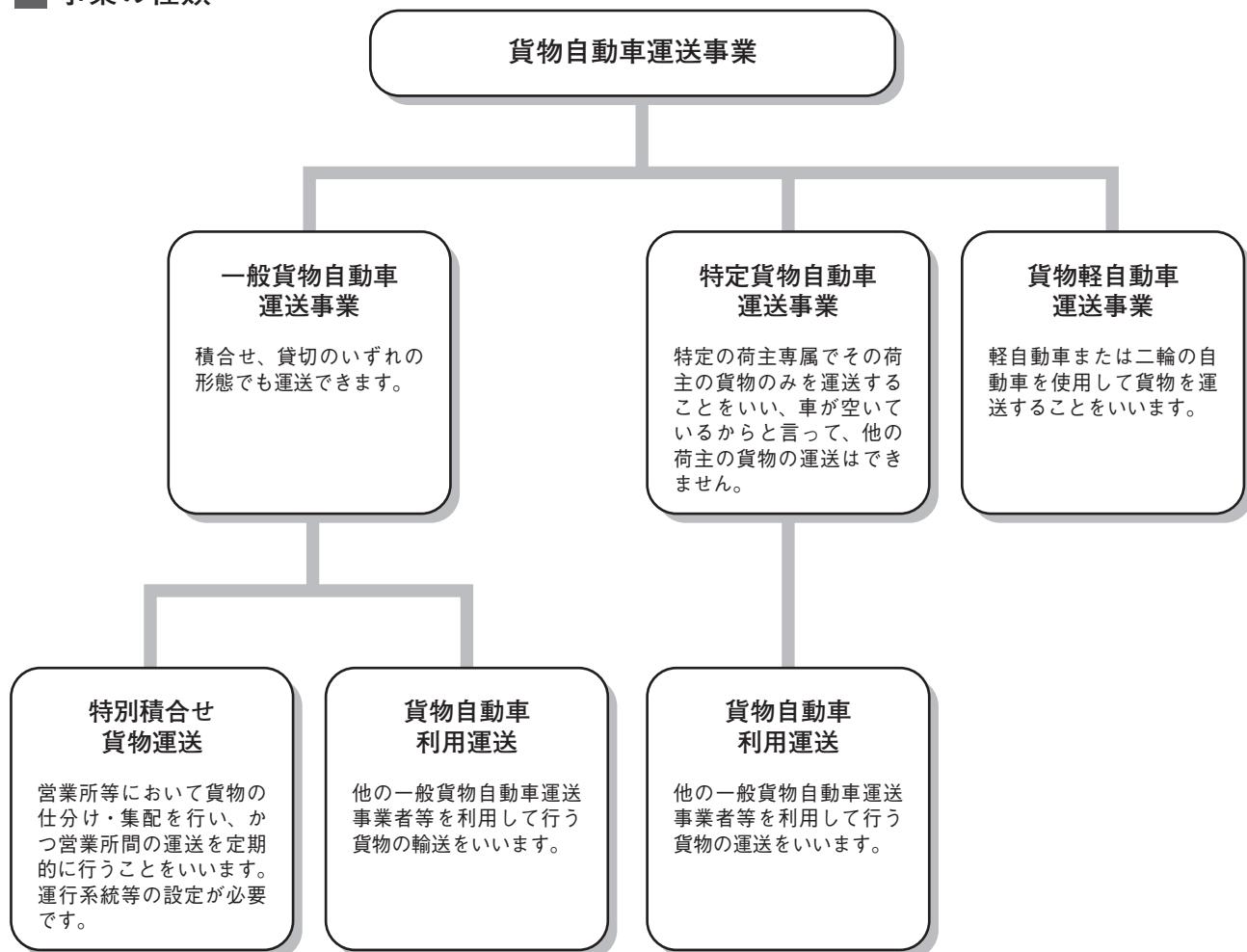
一方で、特定貨物自動車運送事業は、品目ごとに荷主などを限定して輸送する事業です。

また、軽自動車や二輪の自動車を使用して貨物を輸送する「貨物軽自動車運送事業」もあります。

これらの事業を実施するにあたっては、貨物自動車運送事業法を遵守し、事業計画に沿って事業を行うことや、輸送の安全確保に努めることなどの義務が生じます。

いずれの事業形態でも、貨物自動車運送事業は国民生活や産業活動を支える、日本経済に欠かすことのできない公共的な輸送の基幹事業として重要な役割を担っています。

■ 事業の種類



Contents

目次

ごあいさつ 1

▶ トラック運送事業の健全な発展を願って

組織と事業 2

▶ 社会的要請に応えて誕生

指導環境 4

▶ 8万5千を超える全事業所を指導対象に

全国実施機関の役割 6

▶ 社会的ニーズに応える適正化事業の推進役として

地方実施機関の役割 8

▶ トラック運送事業者のグッド・パートナーとして

適正化事業指導員の1日 10

▶ 適正化事業推進の中核を担って

安全性優良事業所認定制度 12

▶ 安全・安心が見える信頼の「G」マーク

Gメン調査員の活動 14

▶ 「トラック・物流 Gメン」と「Gメン調査員」の連携

地方適正化事業実施機関一覧 15



ごあいさつ

トラック運送事業の健全な発展を願って



全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人 全日本トラック協会
会長 寺岡 洋一

トラック輸送は国内貨物輸送の9割以上を担うなど「物流の基幹産業」として、わが国 の高度な経済活動や豊かな国民生活を根底から支えています。

東日本大震災、熊本地震、能登半島地震、そして近年頻発する台風・豪雨災害などのほか、パンデミック時においても、全国各地からトラックが大量かつ必要不可欠な緊急支援物資を輸送し、被災地などへの「ライフライン＝命綱」としての役割を果たしています。

このようにトラック輸送は社会・公共性の高い事業であり、荷主・消費者ニーズの多様化・高度化に応える「安全・安心な輸送サービス」の提供は、一層社会的使命を帯び、まさに「エッセンシャル事業」と言ってもいいでしょう。

その一方で、トラック運送事業をとりまく経営環境は、少子高齢化に伴うドライバー不足や長時間労働など非常に厳しい状況が続いています。特に、ドライバーの労働時間規制に伴う「物流の2024年問題」は、ドライバーの人材不足によりモノがこれまで通りに運べなくなるかもしれない「物流危機」が懸念され、安定した物流を維持するため、政府を挙げた取り組みが加速しています。

平成2年に創設された貨物自動車運送適正化事業実施機関は、トラック運送業界がこうした社会的な要請に応えるための環境整備と業界の社会的地位向上を目指して、業界による自主的な活動としてトラック運送事業の適正化に努めてまいりました。

平成15年からは、トラック運送業界全体の安全性向上に寄与するために「貨物自動車運送事業安全性評価事業」をスタートし、ますます適正化事業実施機関の活躍の場が広がり、重要性が増してきています。制度創設21年目の令和5年度からは、長期に渡る安全性優良事業所の証となる「ゴールドGマーク」の創設により、より安全で安心なトラック運送業界の確立に寄与してまいります。

令和6年8月に地方適正化事業実施機関に適正化事業調査業務が加わり、「Gメン調査員」を新たに選任し、トラック事業者の法令遵守を妨げる荷主・元請事業者による違反原因行為の情報を収集し、国土交通省「トラック・物流Gメン」に通知を行い、トラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導に繋げ、健全な物流システムの構築に寄与してまいります。

トラック運送事業の健全な発展の一翼を担うという、適正化事業の使命を達成するため、これからも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

社会的要請に応えて誕生

平成2年12月よりスタート

トラック運送事業の運営を適正かつ合理的なものにするとともに、民間団体等による自主的な活動を促進することにより事業の健全な発展を図ることを目的に、平成2年12月、「貨物自動車運送事業法」が施行されました。この事業法に基づき「貨物自動車運送適正化事業実施機関」(以下「実施機関」)が創設され、以来、トラック運送事業の健全な発展を図るため、適正化事業を推進してきました。

また、平成15年4月から「改正貨物自動車運送事業法」が施行されました。大きな改正点は、トラック運送事業の営業区域規制と運賃・料金の事前届出制の廃止、法令違反に対する罰則強化、実施機関の権限強化などにより事後チェック体制を強化することなどです。

さらに、国土交通省は、平成18年10月から「運輸安全マネジメント」の導入や監査の強化、運行管理制度の徹底など三位一体の安全対策に力を入れています。

地方と全国の実施機関

実施機関には地方と全国の実施機関があります。地方実施機関は、地方適正化事業を行う実施機関として各都道府県トラック協会が地方運輸局長より指定されています。

また、全国実施機関は、全国適正化事業を行う唯一の実施機関として公益社団法人全日本トラック協会が国土交通大臣より指定されています。

中立性・透明性のある組織体制

各実施機関では、適正化事業を実施するための組織体制を構築し、公正・着実な適正化事業の実施に努めています。

平成15年度には、地方評議委員会を設置するなど、組織・運営のより一層の中立性・透明性を図っています。

適正化事業のこれまでの歩み

平成2年12月

貨物自動車運送事業法の施行に伴い貨物自動車運送適正化事業がスタート。
事業者における遵法意識の啓発、違法行為を行っている事業者に対する指導、荷主に対する要請等の活動を行う事業を適正化事業と位置付け、これを推進するために、運輸大臣(当時)より全国実施機関として全日本トラック協会が指定され、地方運輸局長より地方実施機関として都道府県トラック協会が指定される。

平成7年3月

巡回指導項目を73項目から特別積合せ事業43項目、一般事業38項目に整理統合するとともに、全国統一の重点指導項目を設定する。

平成15年4月

改正貨物自動車運送事業法において、地方実施機関は巡回指導調査や苦情解決等の地方適正化事業の実施に必要な限度において、トラック運送事業者に対して説明や資料の提出を求めることがあるなど、権限が強化される。

地方実施機関の組織・運営の一層の中立性・透明性を確保するため、地方実施機関毎に「地方評議委員会」を設置する。

巡回指導項目を特別積合せ事業50項目、一般事業45項目に整理統合する。

平成15年7月

利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性の向上に対する意識を高めるための環境整備を図るために、事業者の安全性を正当に評価・認定し、公表する、貨物自動車運送事業安全性評価事業がスタートする。

平成19年4月

巡回指導の効果的・効率的な実施等の観点から、巡回指導項目等について所要の見直しを行い、特別積合せ事業と一般事業を統合し、指導項目37と自主点検項目13に区分けした。

平成25年10月

点呼を全く行っていない等悪質性の高い違反について、運輸支局長等への速報を開始。

平成27年6月

新規参入におけるチェック体制の強化を図るために、新規許可事業者に対し、運輸開始届出後1か月以降3か月以内の早期巡回指導を開始。

平成27年9月

運輸支局長等からの指導要請に基づく乗務時間等告示違反営業所に対する特別巡回指導を開始。

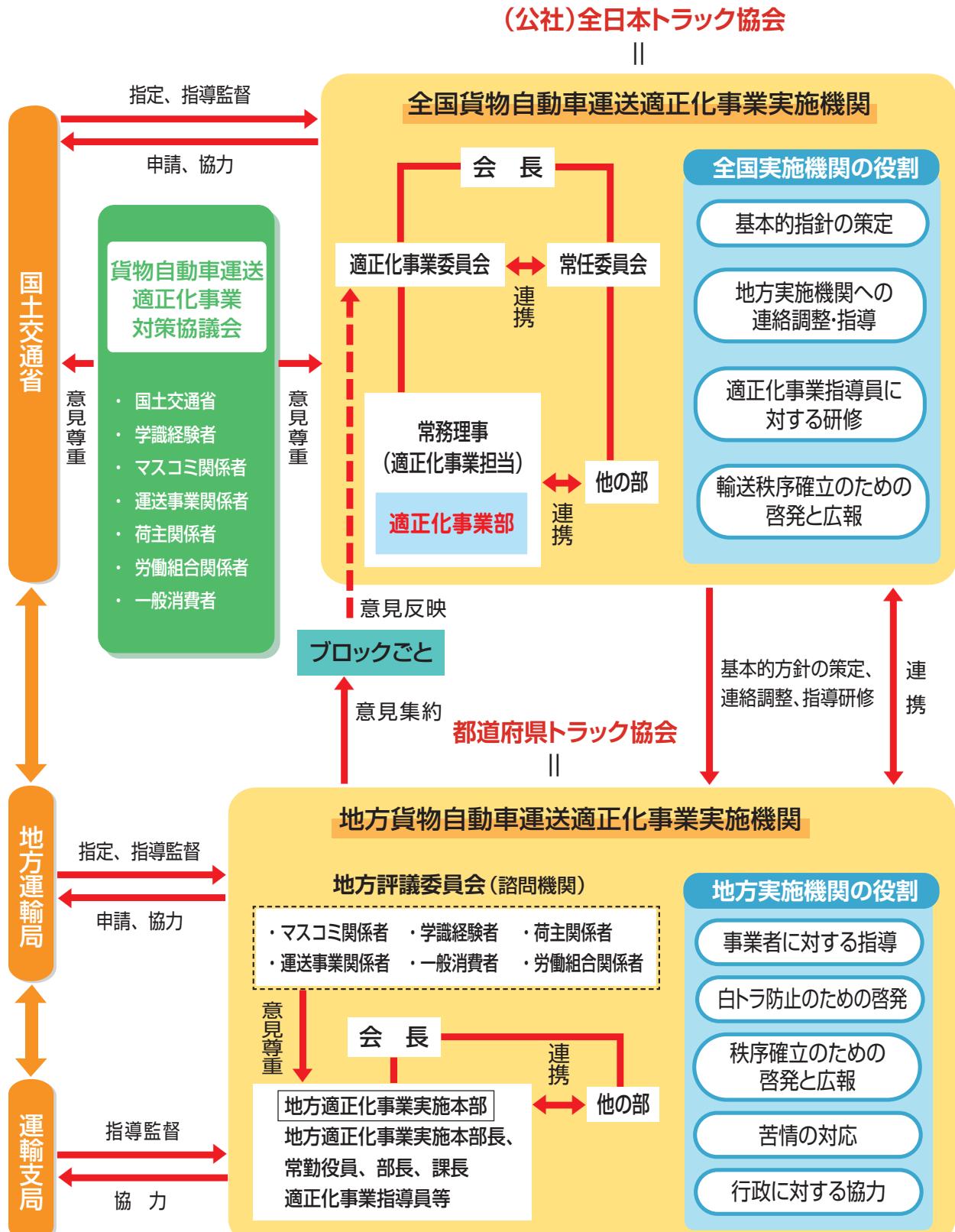
平成30年4月

巡回指導に係る評価手法の全国均一化の観点から「巡回指導の指針」「巡回指導マニュアル」を改訂するとともに、指導項目に運輸安全マネジメントを追加し38項目とした。

令和6年8月

改正貨物自動車運送事業法において、地方実施機関に適正化事業調査業務が新たに加わる。

適正化事業実施機関の組織とその役割



8万5千を超える 全事業所を指導対象に

信頼されるトラック運送事業をめざして

わが国のトラック輸送産業は、事業者数で6万2,848者、市場は20兆円超と、基幹産業としての確固たる地位を築いています。その一方で、車両規模、従業員数、資本金別でみると99.9%が経営基盤が脆弱な中小企業で占めるという構造でもあります。適正化事業指導員は、トラック運送事業者が荷主企業や社会から信頼され、持続的に健全な発展ができるよう、全国で8万5,811事業所（令和6年12月現在）を対象に巡回指導にあたっています。

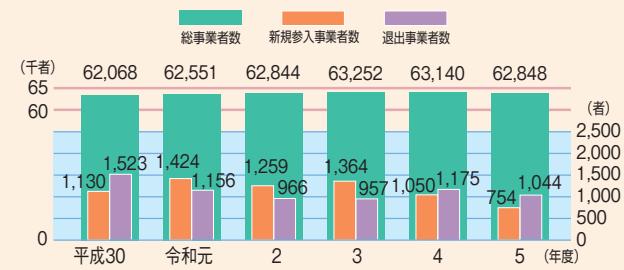
トラック運送事業者数	6万2,848者(令和6年3月末)	資料：国土交通省
営業用トラック台数	149万6,931台(令和6年3月末)	資料：国土交通省
トラック運送事業就業者数	198万人(令和6年)	資料：総務省
トラック運送事業営業収入	20兆3,844億円(令和4年度)	資料：国土交通省

年間貨物輸送量と輸送機関別分担率(令和5年度)



わが国の国内貨物輸送量は、トン数で年間約41億トン、トンキロで402十億トンキロとなっています。そのうち営業用トラックの輸送量は、トン数において60.9%を占め、また、トンキロでは50.3%の輸送を担っています。

トラック運送事業への新規参入の推移(単位:者)

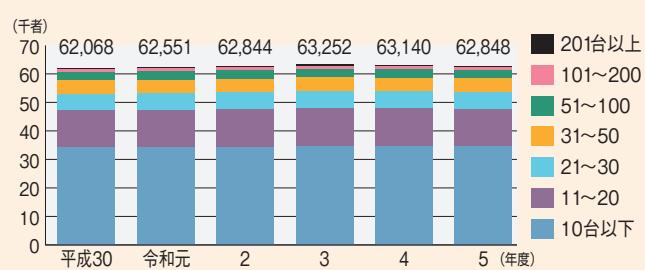


資料：国土交通省

(注)：退出事業者数には、合併・譲渡により消滅した企業を含む

近年の経済不況や事後チェック制度の強化等により、全体のトラック運送事業者数は横ばい、近年は微減で推移しています。

車両規模別事業者(単位:者)



資料：国土交通省

トラック運送事業者の事業規模は、令和5年度をみると、車両台数10台以下の事業者が全体の54.8%を占め、20台以下では75.9%になるなど、ほとんどが中小規模の企業という特性を有しています。

地方実施機関による指導実績の推移<全国統計>(単位:件、台)

地方実施機関に配属されている適正化事業指導員の活動状況は、令和6年度には全国の事業所の31.7%に相当する2万7,120事業所に対し巡回指導を行い、パトロールに延べ6,111台が出動し、指導および啓発活動を行っています。

項目	年 度						
		令和2	3	4	5	6	
事業者への巡回指導	巡回件数(件)	18,788	19,656	25,137	25,926	27,120	
	指導項目数(件)	40,600	46,679	56,810	62,533	57,272	
パトロールによる指導	出動延台数(台)	5,183	5,842	5,781	6,495	6,111	
	啓発活動・関連会議、懇談会等の実施状況(回)	3,055	1,580	1,346	1,315	1,310	
行政への通報(件)		37	150	504	552	471	
	苦情処理(件)	1,912	2,162	2,621	2,263	2,249	

資料：全日本トラック協会

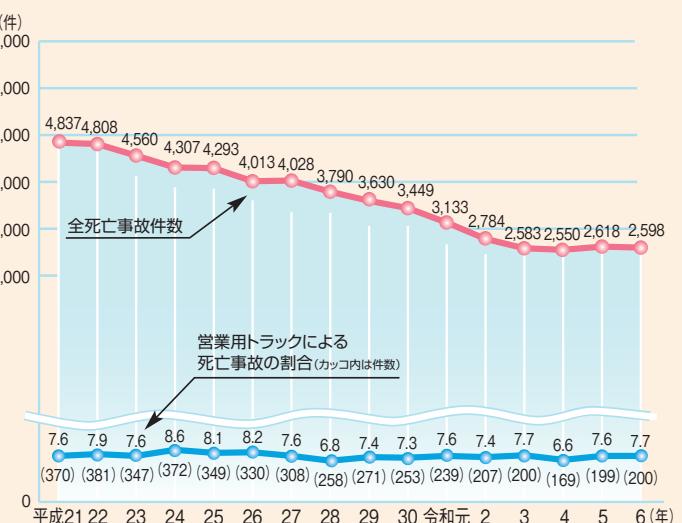
貨物自動車運送事業法・道路運送法の違反処分状況の推移(単位:件)

区分	処分に係わる違反内容					
	名義貸し等	事業計画変更	過労防止違反	過積載防止違反	その他の違反	違反件数合計
平成27	1	563	1,793	75	6,865	9,297
28	2	481	1,454	81	6,098	8,114
29	8	712	1,619	51	7,396	9,786
30	7	465	1,196	59	5,811	7,538
令和元	5	453	1,046	48	5,408	6,960
2	6	324	690	36	3,764	4,820
3	6	319	729	41	3,858	4,953
4	4	224	731	31	3,524	4,953
5	8	317	918	38	4,410	5,691

資料：国土交通省

令和5年度の違反状況をみると、全ての項目で、4年度を上回りましたが、全体の傾向では、平成29年度をピークに全項目で、横ばい、または減少傾向となっています。

死亡事故件数の推移(第1当事者、単位:件)



資料：警察庁交通局「交通統計」

(注)：営業用トラックによる死亡事故の割合の数字は、全死亡事故件数に占める営業用トラックの割合(%)

令和6年の交通死亡事故件数は2,598件、また、交通事故による死者数は2,636人となり、平成28年に3千人台にまで減少したあと、減少傾向が続き、令和2年は初めて件数、死者数ともに3千を下回りました。

一方、営業用トラック(軽貨物を除く)が第1当事者となった死亡事故件数は200件で、対前年比で1件増加となりました。

社会的ニーズに応える 適正化事業の推進役として

地方適正化事業をスムーズに

全国実施機関は、地方適正化事業の円滑化を図るために、毎年、事業活動の基本方針を策定し、連絡調整を行いながら、広報・啓発活動も行っています。また、適正化事業指導員の資格付与のための育成のほか、トラック運送事業者に対し、貨物自動車運送事業法や関係法令等のほか、業務相談を行うことができる適正化事業指導員を育成する全国研修も実施しています。

さらに、平成15年度より、事業者の安全性を正当に評価し、認定・公表する貨物自動車運送事業安全性評価事業「Gマーク制度」を実施しており、令和5年度で制度創設20周年を迎えました（12～13頁に詳細）。

適正化事業指導員のための全国研修

適正化事業指導員の業務活動は事業計画、運行管理、車両管理、労務管理など多岐にわたっています。その調査・指導はもちろんのこと、トラック運送業界の動向など、多くのことを把握していかなければなりません。

そのため、適正化事業指導員には高い資質と能力

が求められます。全国実施機関では、地方実施機関の適正化事業指導員の資格制度を設けるとともに、「事業者の良きアドバイザー」としての役割を果たすことができる指導員育成を第一の目標に、基礎的知識から専門的知識習得の研修を行い、人材育成や資質向上に努めています。

・初級研修

適正化事業指導員を志す人のための初級研修では、貨物自動車運送事業法や労働基準法等の関係法令を学ぶだけではなく、巡回指導項目の調査手法や専門的知識の習得、ベテラン指導員からの指導員としての心構えなど、より多くの教育内容を採用しています。

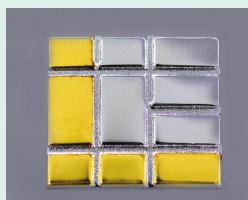
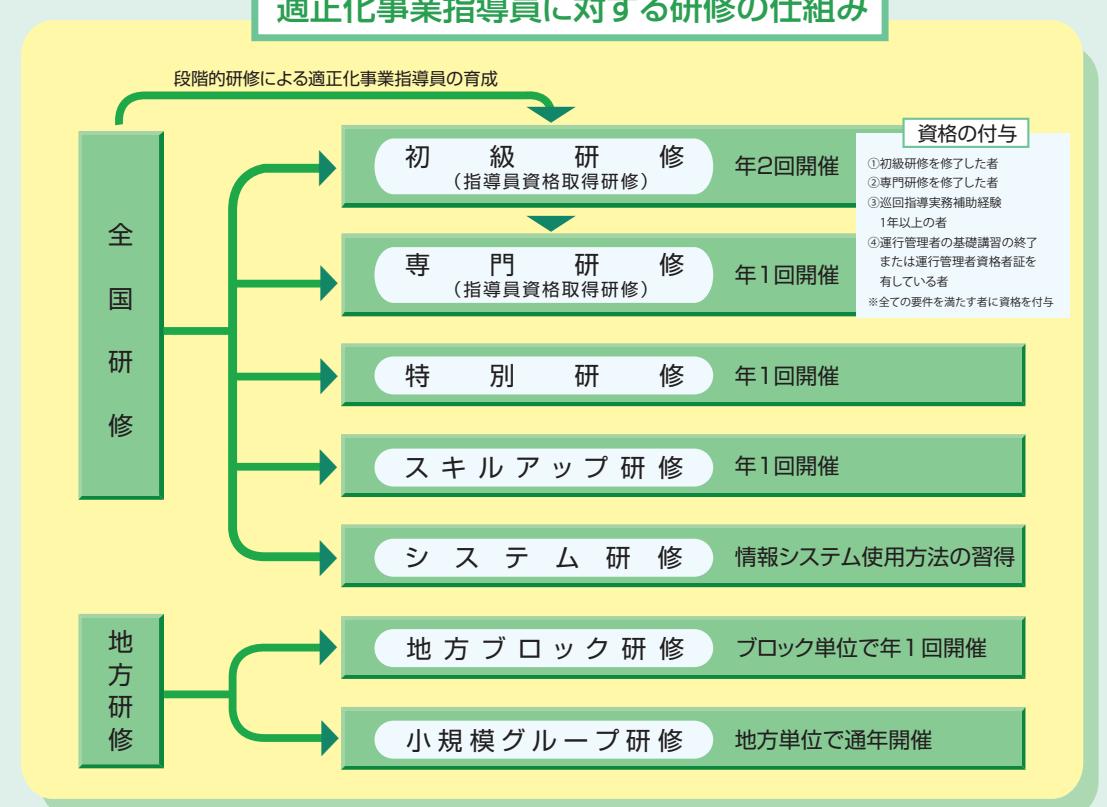


・専門研修

専門研修は、初級研修修了者を対象としています。指導実務に即したより実践・専門的知識を身に付けるとともに、模擬巡回指導を行うなど、調査技術を向上させるための実践的な教育を行っています。



適正化事業指導員に対する研修の仕組み



適正化事業指導員が常に携帯している
バッジと身分証明書

・他の研修

適正化事業に必要な、より専門的で実践的な「特別研修」や「スキルアップ研修」など、各種研修を行っているほか、地域事情にふさわしいきめの細かい指導ができるよう、全国・地方実施機関共催による地方ブロック研修や小規模グループ研修も実施しています。



トラック運送事業者の グッド・パートナーとして

全国で447名の適正化事業指導員が活躍

地方実施機関は、トラック運送事業者に対する指導、広報・啓発活動、苦情対応、関係行政機関への協力要請などを通して、適正化事業に取り組んでいます。そして現場で業務にあたっているのが、研修を修了した適正化事業指導員です。全国に447名（令和7年3月現在）いる適正化事業指導員が、巡回指導などを通じて、それぞれの地域でトラック運送事業者の良きパートナーとして、また、アドバイザーとして活躍しています。

適正化事業指導員の主な仕事

・巡回指導

巡回指導ではトラック運送事業者に対する改善指導に加え、適正な事業経営の参考となる情報提供、優良事業所の事例なども紹介しています。巡回指導回数は、2年に1回を目標としていますが、改善が必要な事業所を優先的に実施するなど、柔軟な取り組みを行っています。

・街頭パトロール

輸送の安全を確保するため、過積載運行や速度超過、駐車違反などを防止するため、パトロールや行政が実施する街頭検査にも積極的に参加し、違反行為をしないよう呼びかけています。

・飲酒運転防止対策

飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶たず飲酒運転の根絶に至っていない状況を踏まえ、警察と連携し運転者の運転記録証明書を活用した「セーフティードライブ・チャレンジ」を実施し、法令遵守の啓発などの対策を講じています。

・過積載防止対策

巡回指導により過積載運行の防止を指導するとともに、警察などの協力を得て一般国道などで「過積載運行防止キャンペーン」を実施したり、関係行政機関や荷主企業を交えた連絡会議や懇談会を開くなど、さまざまな対策が講じられています。

・新規事業者向けの講習会

新規事業者に対して、関係行政機関と連携して講習会を開き、法令から運行管理、労働基準法、法定福利など、トラック運送事業者として最低限必要な知識について説明しています。

・既存事業者向けの各種講習会

直接、事業にかかわる法令などの改正について、専門家を招いてポイントを解説してもらったり、運行・整備管理者を対象に事故防止や省エネ対策などのテーマで、より実務的な講習内容にするなど、タイムリーで工夫を凝らした各種講習会を開いています。

・安全総点検

繁忙期前に輸送の安全を確保するため、安全総点検を実施し、ドライバーや作業員向けに運行上の安全対策や貨物の積載方法などについて徹底した指導を行っています。

・荷主懇談会

荷主企業とトラック運送事業者の相互理解を深めることを目的とした懇談会が定期的に開かれています。交通安全、輸送秩序、効率輸送などをテーマに、輸送品目ごと、あるいは地域ごとに、トラック輸送に対する理解と協力を求めています。

・荷主企業への協力要請

荷主企業による不当な運賃・料金の引き下げ要求については、トラック運送事業者からの苦情を受けて、荷主企業に対し適正運賃についての理解と協力要請を行っています。また、不公正取引のは正に向けた関係行政機関との連絡会議なども開催しています。

・苦情対応

引越輸送、宅配便などに関する一般消費者、荷主、トラック運送事業者からの問い合わせや苦情などに 対応し、解決に努めています。

— 指導項目 —

事業計画等

- 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。
- 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。
- 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。
- 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。
- 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。
- 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等) (本社巡回に限る。)
- 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。
- 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。

帳票類の整備、報告等

- 事故記録が適正に記録され、保存されているか。
- 自動車事故報告書を提出しているか。
- 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。
- 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。
- 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る。)

運行管理等

- 運行管理規程が定められているか。
- 運行管理者が選任され、届出されているか。
- 運行管理者に所定の講習を受けさせているか。
- 事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。
- 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。
- 過積載による運送を行っていないか。
- 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。

- 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。
- 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。
- 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。
- 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。
- 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。
- 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。

車両管理等

- 整備管理規程が定められているか。
- 整備管理者が選任され、届出されているか。
- 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。
- 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。
- 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。

労基法等

- 就業規則が制定され、届出されているか。
- 36協定が締結され、届出されているか。
- 労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。
- 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。

法定福利

- 労災保険・雇用保険に加入しているか。
- 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。

運輸安全マネジメント

- 運輸安全マネジメントの実施は適正か。



適正化事業推進の中核を担って

巡回指導に従事する適正化事業指導員

トラック運送事業者から信頼されるグッド・パートナーとして、日々、業務に精励する適正化事業指導員。トラック運送事業者への巡回指導を中心に適正化事業推進の中核を担っています。その地方適正化事業実施機関の適正化事業指導員のある1日を追って、その活動を紹介します。

綿密な計画にそって効率的に

事業所の巡回指導は、2年に1回を目安に計画的に実施しています。実施機関内では、指導実績の報告や連絡、調整など綿密に打ち合わせをします。今回の予定は、午前は通常巡回で2年ぶりに赴く事業者さん。そして、午後からは、3度目の安全性優良事業所申請を行った事業所さんへ、巡回指導を行うことになります。



巡回指導は2人1組で

巡回指導は、基本的に2人1組で行っています。それぞれが巡回指導車に乗って巡回指導先に向かいます。

日頃から事業者さんへはエコドライブの実践などをお願いしていますが、適正化事業指導員自らも指導車にハイブリッド車を使用するなど、環境保全への配慮を率先して心掛けています。



1日2か所を訪問

遠隔地など特殊な場合を除いて、1日の巡回指導は基本的に2件行います。訪問先には文書などで事前にアポイントメントをとっています。

玄関先で事業者さんからの出迎えを受け「お待ちしていました」のひと言。お願いしていた資料も事前に揃えてあり、さっそく、巡回指導に取り掛かります。



公正で的確な指導

38の指導項目と17の自主点検項目について、巡回指導マニュアルに則って所定の指導を行います。

各種帳票類が整備されているかなど、資料の提示や説明を受けながら順調に予定通り調査を終えました。時には、事業者さんから、書類の記入の方法や整備の仕方について質問を受けたりします。

今回は、点呼簿の正確な記入の仕方について相談を受け、丁寧にアドバイスしました。また、適正化事業指導員からも啓発チラシを渡してお願いしたり、法改正の情報や行政からの通達をお知らせしたりと、コンサルタント的な業務を行うことも少なくありません。



指導以外に現場学習も

顔なじみのドライバーと久しぶりに出会えば、コミュニケーションも弾みます。

また普段、なかなか見る機会のない、乗務前後の点呼や日常点検など現場の勉強をさせてもらうこともあります。

この事業者さんの構内では、日常点検と整備を見せてもらいました。

巡回のなかで、先進的・模範的な事例に遭遇すれば、他の事業者さんへのアドバイスの参考にさせてもらうときもあります。



安全・安心が見える信頼の「G」マーク

安全性優良事業所とは

安全性優良事業所は、利用者がより安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするために、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(公益社団法人 全日本トラック協会)が厳しい評価をし、認定した事業所です。Gマーク事業所は未認定事業所に比べて事故率が半分以下となるなど、Gマークは安全性優良事業所のみに与えられる安全・安心・信頼の証しです。



Gマークデザインを施したラッピングトラック

きめ細かな認定対象

安全性優良事業所の認定の対象となるのは会社単位ではなく、事業所単位です。現在、全国で2万9,142事業所(令和7年3月末現在)のトラックがGマークを付けて走っています。認定の有効期間は2年間から最長4年間です。

3テーマ30項目以上の厳しい評価

「安全性に対する法令の遵守状況」「事故や違反の状況」「安全性に対する取組の積極性」の3テーマに計30以上の評価項目が設けられています。100点満点中評価点数の合計点が80点以上(「安全性優良事業所認定制度スキーム」参照)を取得し、社会保険等の適正加入などその他の認定要件を満たした事業所が「安全性優良事業所」として認定されます。



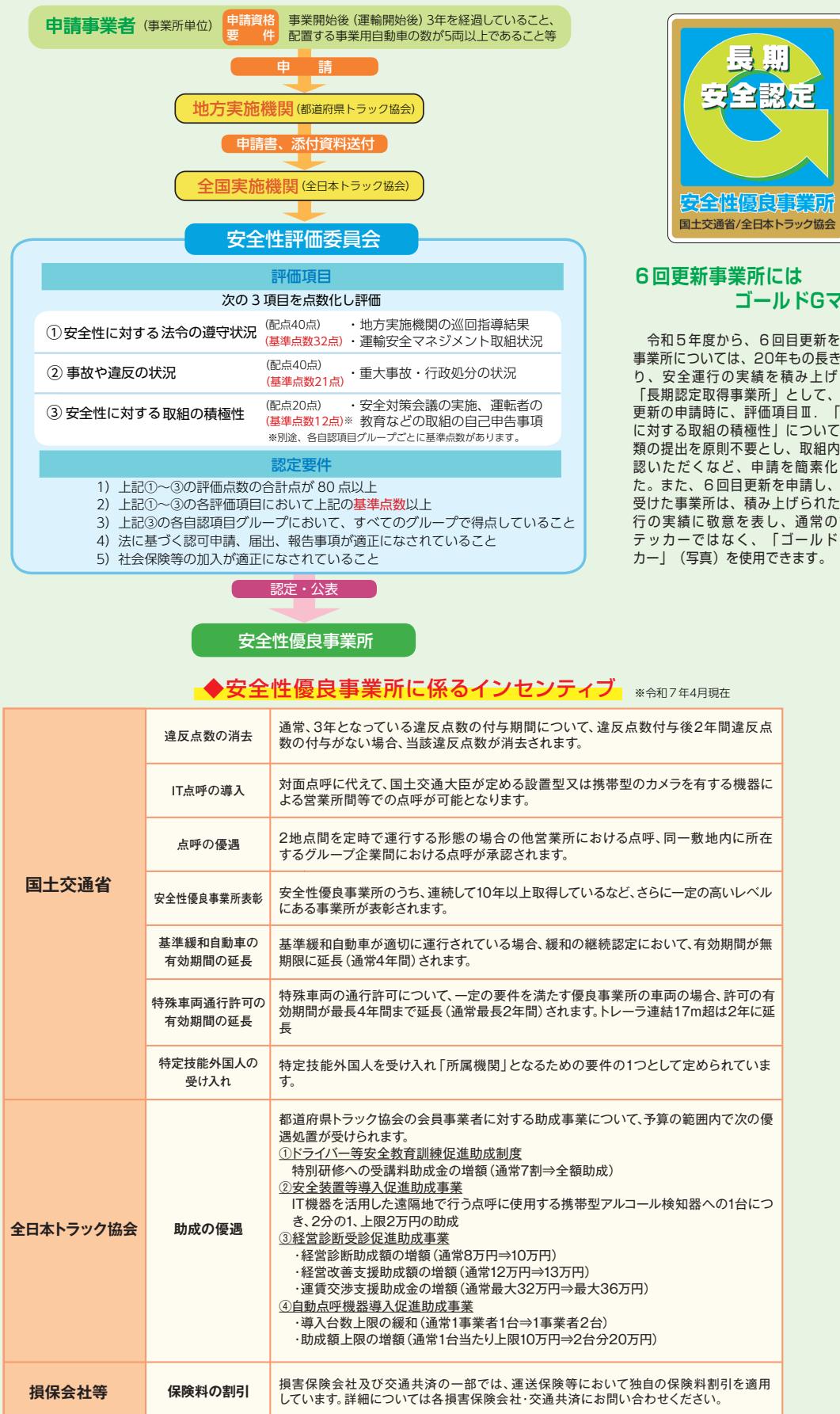
公平な評価

申請書類等は、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関(都道府県トラック協会)で受け付け、全国実施機関で審査を行い、安全性評価委員会で公平に評価されます。委員会は、学識経験者、労働組合関係者、荷主団体、マスコミ関係者、一般消費者、国土交通省職員および全国実施機関担当役員で構成されています。



安全性優良事業所認定制度スキーム

※2023年度から



「トラック・物流Gメン」と 「Gメン調査員」の連携

全国で166人の適正化事業調査員（Gメン調査員）が活動

地方適正化実施機関では、全国で166人（令和7年3月現在）の適正化事業調査員（Gメン調査員）が、国土交通省 トラック・物流Gメンと連携し、トラック運送事業者の法令順守を妨げる荷主・元請事業者による違反原因行為の情報を収集しています。Gメン調査員は、活動で得た情報を トラック・物流Gメンに通知するなど、 トラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導に繋げ、健全な物流システムの構築に向けて、積極的に活動に取り組んでいます。

適正化事業調査員（Gメン調査員）の主な業務

- ① トラック事業者からの巡回指導時の情報収集
 - ・巡回指導の際に、資料を配布・説明し、違反原因行為の情報を収集
- ② トラック事業者からの電話・訪問等による情報収集
 - ・電話・訪問などにより違反原因行為情報を収集
- ③ 荷主・元請事業者への電話・訪問調査、現場確認
 - ・①や②で得た情報を基に、電話や訪問などにより調査
 - ・待ち状況の現場確認
- ④ 荷主・元請事業者等へ周知・協力要請
 - ・説明会や訪問などにより違反原因行為の防止、改善の協力を要請
 - ・物流拠点周辺で待ちを行っているドライバー等に対する広報・啓発活動

- ※違反原因行為の情報
- ・長時間の待ち
 - ・契約にない附帯業務
 - ・運賃・料金の不当な据置き
 - ・過積載運送の指示・容認
 - ・異常気象時の運送依頼
 - ・無理な運送依頼



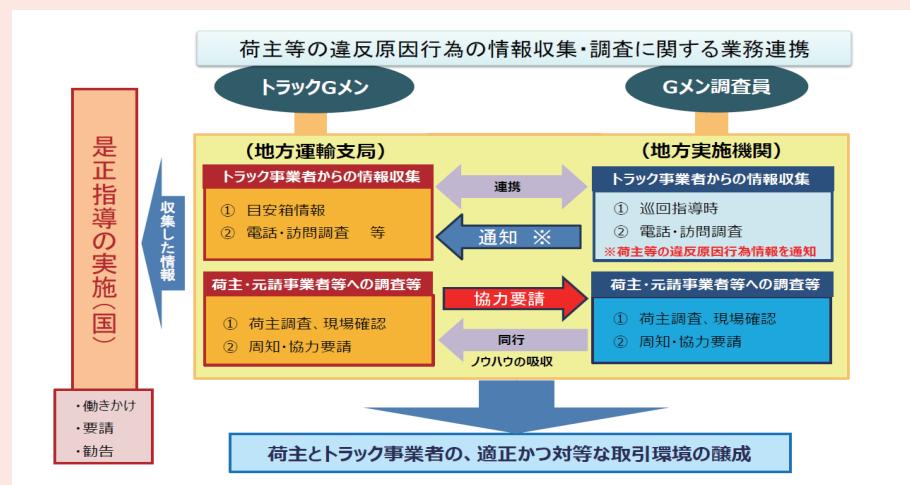
大阪トラックステーションでドライバーにヒアリングを行うトラック・物流GメンとGメン調査員



現場のトラックドライバーへのヒアリング調査などを合同で行う場合もある



荷主企業に対して制度の周知・啓発活動のほか、調査活動なども行う



地方貨物自動車運送適正化事業実施機関一覧

実施機関名	郵便番号	所在地	電話	FAX
北海道貨物自動車運送適正化事業実施機関	064-0809	札幌市中央区南9条西1-1-10 2F	011-551-1357	011-521-5810
札幌事務所	064-0809	札幌市中央区南9条西1-1-10 3F	011-206-7900	011-520-6520
函館事務所	041-0824	函館市西桔梗町555-32	0138-49-1777	0138-49-1659
室蘭事務所	050-0081	室蘭市日の出町3-4-11	0143-44-0993	0143-45-8024
旭川事務所	079-8442	旭川市流通団地2-4	0166-73-7760	0166-47-5079
帯広事務所	080-2459	帯広市西19条北2-4	0155-36-8575	0155-35-4614
釧路事務所	084-0906	釧路市鳥取大通6-1-4	0154-51-3108	0154-52-4019
北見事務所	090-0835	北見市光西町167	0157-24-4833	0157-24-8613
青森県貨物自動車運送適正化事業実施機関	030-0111	青森市大字荒川字品川111-3	017-729-2000	017-729-2266
岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関	020-0891	紫波郡矢巾町流通センター南2-9-1	019-637-2171	019-638-5010
宮城県貨物自動車運送適正化事業実施機関	984-0015	仙台市若林区卸町5-8-3	022-788-0223	022-237-5290
秋田県貨物自動車運送適正化事業実施機関	011-0904	秋田市寺内蛭根1-15-20	018-863-5041	018-863-7354
山形県貨物自動車運送適正化事業実施機関	994-0075	天童市蔵増1465-16	023-616-6136	023-616-6138
福島県貨物自動車運送適正化事業実施機関	960-0231	福島市飯坂町平野字若狭小屋32	024-558-7755	024-558-7731
茨城県貨物自動車運送適正化事業実施機関	310-0913	水戸市見川町2440-1	029-303-7201	029-303-7202
栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関	321-0169	宇都宮市八千代1-5-12	028-684-5882	028-684-5889
群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関	379-2166	前橋市野中町322-1 (群馬県交通運輸会館内)	027-212-8821	027-212-8009
埼玉県貨物自動車運送適正化事業実施機関	330-8506	さいたま市大宮区北袋町1-299-3	048-645-2774	048-631-2006
千葉県貨物自動車運送適正化事業実施機関	261-0002	千葉市美浜区新港212-10 (一社)千葉県トラック協会3F	043-302-1980	043-247-2691
東京都貨物自動車運送適正化事業実施機関	160-0004	新宿区四谷3-1-8	03-3359-4138	03-3359-6009
神奈川県貨物自動車運送適正化事業実施機関	222-8510	横浜市港北区新横浜2-13-4	045-471-5877	045-471-5536
山梨県貨物自動車運送適正化事業実施機関	406-0034	笛吹市石和町唐柏1000-7	055-262-5561	055-263-2036
新潟県貨物自動車運送適正化事業実施機関	950-0965	新潟市中央区新光町6-4	025-285-1717	025-285-8455
長野県貨物自動車運送適正化事業実施機関	381-8556	長野市南長池710-3	026-254-5151	026-254-5155
富山県貨物自動車運送適正化事業実施機関	939-2708	富山市婦中町島本郷1-5	076-495-8800	076-495-1600
石川県貨物自動車運送適正化事業実施機関	920-0226	金沢市粟崎町4-84-10	076-239-2285	076-239-2287
福井県貨物自動車運送適正化事業実施機関	918-8115	福井市別所町第17号18-1	0776-34-1713	0776-34-2136
岐阜県貨物自動車運送適正化事業実施機関	501-6133	岐阜市日置江2648-2	058-279-3771	058-279-3773
静岡県貨物自動車運送適正化事業実施機関	422-8510	静岡市駿河区池田126-4	054-283-1920	054-283-1921
愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関	467-8555	名古屋市瑞穂区新開町12-6	052-746-4865	052-746-4867
三重県貨物自動車運送適正化事業実施機関	514-8515	津市栄町1-941	059-227-6767	059-225-2095
滋賀県貨物自動車運送適正化事業実施機関	524-0104	守山市木浜町2298-4	077-585-8080	077-585-8015
京都府貨物自動車運送適正化事業実施機関	612-8418	京都市伏見区竹田向代町48-3	075-671-3175	075-661-0062
大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関	536-0014	大阪市城東区鶴野西2-11-2	06-6965-4024	06-6965-1902
兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関	657-0043	神戸市灘区大石東町2-4-27	078-882-5556	078-882-5565
奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関	639-1037	大和郡山市額田部北町981-6	0743-23-1200	0743-56-2228
和歌山県貨物自動車運送適正化事業実施機関	640-8404	和歌山市湊1414	073-422-6771	073-422-6121
鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関	680-0006	鳥取市丸山町219-1	0857-22-2694	0857-27-7051
島根県貨物自動車運送適正化事業実施機関	690-0001	松江市東朝日町194-1	0852-21-4272	0852-22-4408
岡山県貨物自動車運送適正化事業実施機関	700-8567	岡山市北区青江1-22-33	086-234-8211	086-234-5600
広島県貨物自動車運送適正化事業実施機関	732-0052	広島市東区光町2-1-18	082-264-1539	082-261-2496
山口県貨物自動車運送適正化事業実施機関	753-0812	山口市宝町2-84	083-922-0978	083-925-8070
徳島県貨物自動車運送適正化事業実施機関	770-0003	徳島市北田宮2-14-50	088-632-8810	088-632-4701
香川県貨物自動車運送適正化事業実施機関	760-0066	高松市福岡町3-2-3	087-851-6381	087-821-4974
愛媛県貨物自動車運送適正化事業実施機関	791-1114	松山市井門町1081-1	089-957-1069	089-993-5501
高知県貨物自動車運送適正化事業実施機関	781-8016	高知市南の丸町5-17	088-832-3499	088-831-0630
福岡県貨物自動車運送適正化事業実施機関	812-0013	福岡市博多区博多駅東1-18-8	092-451-7846	092-451-7964
佐賀県貨物自動車運送適正化事業実施機関	849-0921	佐賀市高木瀬西3-1-22	0952-36-6653	0952-36-6658
長崎県貨物自動車運送適正化事業実施機関	851-0131	長崎市松原町2651-3	095-838-2281	095-839-8508
熊本県貨物自動車運送適正化事業実施機関	862-0901	熊本市東町4-6-2	096-369-3968	096-369-1194
大分県貨物自動車運送適正化事業実施機関	870-0905	大分市向原西1-1-27	097-558-6311	097-552-1591
宮崎県貨物自動車運送適正化事業実施機関	880-8519	宮崎市恒久1-7-21	0985-53-6767	0985-53-2285
鹿児島県貨物自動車運送適正化事業実施機関	890-0033	鹿児島市西別府町2941-19	099-821-5858	099-821-5859
沖縄県貨物自動車運送適正化事業実施機関	900-0001	那覇市港町2-5-23	098-863-0280	098-863-3591

**全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人 全日本トラック協会**

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5
☎03-3354-1067 ☎03-3354-1019
ホームページ <https://jta.or.jp/>